

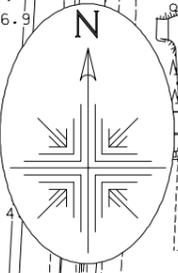
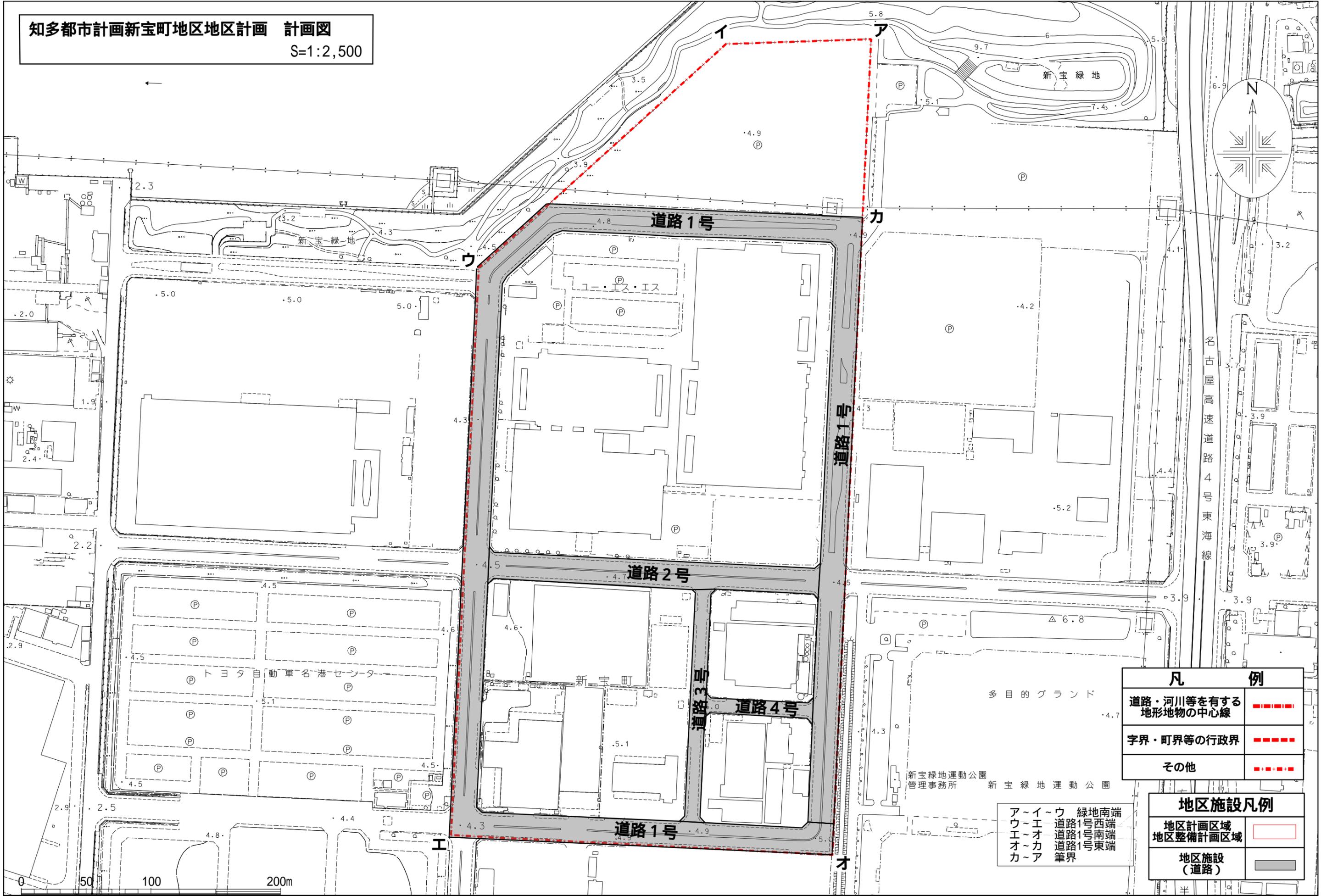
新宝町地区地区計画書 平成30年4月1日変更

名 称	新宝町地区地区計画				
位 置	東海市新宝町の一部				
面 積	約16.7ha				
地区計画の目標	本地区は、東海市の北西部天白川河口に位置し、背後地域の都市再開発の要請のため、公有水面埋立事業により造成された地区である。このため、埋立事業の効果の維持と促進を図るうえで必要となる産業地としての適正な土地利用の誘導、用途混在の排除による産業業務環境悪化の防止、建築物過密化の防止等を図り、もって適正な土地利用による産業の振興と秩序ある良好な市街化の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は都市再開発用地として位置付けされており、良好な工業地の形成を図る。			
	地区施設の整備の方針	本地区における道路は、公有水面埋立事業で整備し、これらの維持保全を図る。			
	建築物等の整備の方針	本地区は、良好な工業地を形成するため建築物等の用途の制限を定めると共に、建築物等の密集により安全及び衛生を困難にしないよう敷地面積の最低限度を定める。 さらに、快適な景観形成を図るため、壁面の位置の制限を定めることによって空間の連続性を図り、それによって生じた空間には垣又は柵の構造の制限を定めることにより、積極的な緑化に努める。			
地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	配 置
		道 路	道路1号 道路2号 道路3号 道路4号	20m 20m 12m 12m	
地区整備に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物等は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 図書館、博物館その他これらに類するもの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 公衆浴場、診療所 7 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は飲食店 8 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設 9 自動車教習所、畜舎 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 産業廃棄物の処理施設その他これらに類するもの			
	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡			
	壁面の位置の制限	1 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）までの距離の最低限度は3mとする。 2 隣地境界線から外壁等までの距離の最低限度は1mとする。			
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する側の垣又は柵の構造は、次のいずれかに掲げるものとする。 1 生垣 2 透視可能なフェンス、鉄柵等又は敷地地盤面からの高さ2m以下のへいとし、道路境界線から1m以上後退しなければならない。なお、後退した空地は緑化に努める。			

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

知多都市計画新宝町地区地区計画 計画図

S=1:2,500



名古屋高速道路4号東海線

凡 例	
道路・河川等を有する 地形地物の中心線	—+—+—+—+—+—+—+—+—+—
字界・町界等の行政区界	—+—+—+—+—+—+—+—+—+—
その他	—+—+—+—+—+—+—+—+—+—

地区施設凡例	
地区計画区域	□ (Red outline)
地区整備計画区域	□ (Red outline)
地区施設 (道路)	■ (Grey fill)

ア~イ ウ 緑地南端  
 ウ~エ 道路1号西端  
 エ~オ 道路1号南端  
 オ~カ 道路1号東端  
 カ~ア 筆界



新宝緑地運動公園  
 管理事務所 新宝緑地運動公園

多目的グラウンド

新宝緑地

道路1号

道路2号

道路3号

道路4号

道路1号

トヨタ自動車名港センター

新宝町